

# 県政改革方針に基づく事務事業のあり方検討結果について

資料 2

## 概要

➤ 県政改革方針に基づき今年度あり方検討を行うこととしている市町関連事業について、県の検討結果を説明

## 検討結果

(単位：百万円)

事業名	部局	R6当初 (一財)	事業概要	検討結果等				
①グループホーム (GH)利用者 に対する 家賃助成	福祉	268 (268)	国制度のGH利用者に対する補足給付 (全市町が対象)に上乘せし、県独自の 家賃助成を行い、地域移行を促進	<p>➤ 障害者の地域生活を取り巻く社会環境や、令和6年度報酬改定を踏まえた国施策との棲み分け・役割分担を踏まえると、地域移行を進める一層の取組が必要な中、県としての支援が不可欠と考えられることから、<b>現行の支援を継続</b></p> <p>■ 事業継続の必要性検討</p> <table border="1"> <tr> <td>障害者の地域生活を取り巻く社会環境</td> <td>物価高騰等の社会変化を勘案しても、GH利用者が施設入所者と同等の手元金(25,000円程度)を確保するためには、<b>現行の助成金額は妥当</b> ⇒ 地域移行促進の観点から継続的な支援が必要</td> </tr> <tr> <td>障害福祉サービスの状況(R6報酬改定)</td> <td>物価高騰が継続する中でも、<b>国においてGH利用者の経済的負担を軽減する直接的な支援の拡充等</b>がなされていない ⇒ <b>国施策との役割分担の観点から継続的な支援が必要</b></td> </tr> </table>	障害者の地域生活を取り巻く社会環境	物価高騰等の社会変化を勘案しても、GH利用者が施設入所者と同等の手元金(25,000円程度)を確保するためには、 <b>現行の助成金額は妥当</b> ⇒ 地域移行促進の観点から継続的な支援が必要	障害福祉サービスの状況(R6報酬改定)	物価高騰が継続する中でも、 <b>国においてGH利用者の経済的負担を軽減する直接的な支援の拡充等</b> がなされていない ⇒ <b>国施策との役割分担の観点から継続的な支援が必要</b>
			障害者の地域生活を取り巻く社会環境		物価高騰等の社会変化を勘案しても、GH利用者が施設入所者と同等の手元金(25,000円程度)を確保するためには、 <b>現行の助成金額は妥当</b> ⇒ 地域移行促進の観点から継続的な支援が必要			
			障害福祉サービスの状況(R6報酬改定)		物価高騰が継続する中でも、 <b>国においてGH利用者の経済的負担を軽減する直接的な支援の拡充等</b> がなされていない ⇒ <b>国施策との役割分担の観点から継続的な支援が必要</b>			
			<b>区 分</b>		<b>内 容</b>			
対象者	GHを利用する低所得者(非課税世帯) ※生活保護受給世帯を除く							
補助額	(家賃-10,000円[国補足給付])×1/2 ※上限額：15,000円/月 ※家賃10,000円までの場合は実費を補足給付							
負担割合	県1/2・市町1/2 ※政令・中核市含む							
②バス対策費 補助	土木	106 (53)	広域行政を担う県として地域間の移動手段の維持確保を図るため、国庫協調及び県単独で市町に対して運行を支援	<p>➤ 現市町域を超える広域的なバス路線について、県市町間での負担割合を原則どおりに見直し</p> <p>➤ 令和7年度からの見直しを検討していたが、国の補助要件緩和の令和7年度継続が決定したことから、<b>見直し時期を変更(令和8年度からの見直しを目的に検討)</b></p>				
			■ 見直し内容					
			<b>区 分</b>		<b>運行支援(国庫協調)</b>	<b>運行支援(県単)</b>	<b>車両購入(国庫協調)</b>	
			現 行		現市町域間 旧市町域間	<b>県：市=2：1</b> 県：市=1：2	<b>県：市=2：1</b>	
見直し後	現市町域間 旧市町域間	<b>県：市=1：1</b> 県：市=1：2	<b>県：市=1：1</b>					
				国の補助要件緩和： 輸送量要件について、新型コロナウイルスの影響がないH30実績で判定するなどの特例を設定				